

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第10号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第1項の表1の項中「子ども安全統括官」の右に「，教育環境整備室長」を，「総合教育センター学校統合推進室長」の右に「，教育相談総合センター所長」を，「担当課長」の右に「(3の項に掲げるものを除く。)」を加え，「教育環境整備室長，京都京北小中学校教育企画推進室副室長，新定時制高校開設準備室長，新定時制高校開設準備室副室長」を「京都奏和高校開設準備室副室長，新普通科系高校開設準備室長，新普通科系高校開設準備室副室長」に改め，「2の項」の右に「及び4の項」を，「人事主事」の右に「(2の項及び3の項に掲げるものを除く。)」を加える。

本則第1項の表3の項中「，教育相談総合センター所長」を削り，「京都京北小中学校教育企画推進室長」を「京都奏和高校開設準備室長」に改め，「生徒指導課長」の右に「，担当課長」を加える。

本則第1項の表第4項中「及び主任指導主事」を「，主任指導主事及び係長」に改める。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)